

あなたのご家庭に、住宅用火災警報器はついていますか？

火災警報器の設置で救える命があります！

消防法と袋井市森町広域行政組合火災予防条例により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。条例制定から10年になるこの機会に、改めて各ご家庭での確認をお願いします。
 (☎袋井消防本部予防課予防係 44-5114)

◆義務化された理由と現状

住宅火災での逃げ遅れによる死者が多いことから、平成18年に消防法で一般住宅への住宅用火災警報器(以下、警報器)の設置が義務付けられました。警報器は、少しの煙にも反応するので火災の早期発見につながり、死者の減少だけでなく被害の軽減にもなります。

しかし、警報器が未設置の家庭も多く、平成28年度の袋井市市民意識調査では、「警報器を取り付けていない」と答えた方は約3割でした。取り付けていない理由は、「価格が高いから」「取り付けていない面倒だから」が多く上げられました。

◆取り付けは、安価で簡単

警報器の設置は高額で面倒と誤解されがちですが、電池の寿命が10年のものでも2千円台からホームセンターや電器店などで購入できます。

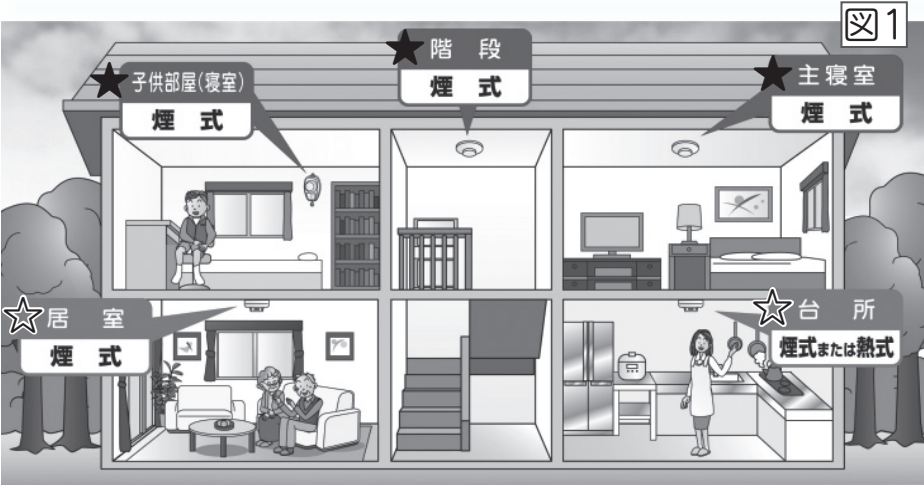
また、商品の説明書に従えば、誰でも簡単に取り付けることが出来ます。

ポイント

- ▼2千円台から身近なお店で買えます。
- ▼自分でも簡単に取り付けられます。

◆義務設置場所と推奨設置場所

袋井市森町広域行政組合火災予防条例で警報器の設置を義務付けているのは、次の①と②です。



① 寝室

② 2階以上の階に寝室がある場合は、その階の階段上端

一般的な2階建て住宅の場合、図1のようになります。その他にも住宅の規模、階数などによりそれぞれ規定された場所がありますので、ご不明な点は、お問い合わせください。

- ★…義務設置
- ☆…推奨設置

ご注意ください！

◇電池は切れていませんか？

警報器の電池の寿命は10年のものが多いので、本体に記載された「設置年月」や「製造年」をご確認ください。また、取扱説明書などを参考にして、定期的な動作確認をしてください。

◇その販売者は怪しくありませんか？

消防署員や市役所職員などを装い、法外な値段で警報器を販売・設置する訪問販売のケースが報告されています。少しでも怪しいと思ったら、即決せずに周りの人や消防署などに相談ください。

◆設置住宅での奏功事例

全国では、警報器が成果を上げた事例が多く報告されています。

事例1 寝たばこから火災発生！



寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目覚まし、布団に水を掛けて消火しました。出火直後に消火できたため、大事に至りませんでした。

事例2 天ぷら油が燃え出して！



天ぷら油を火にかけたまま、その場を離れたため、鍋から炎上がり警報器がその煙を感知しました。警報音に気付いた居住者が、初期消火と119番通報を行いました。

事例3 ローソクの火が燃え移って！



2階居室で就寝していた男性は、1階の祖母の部屋の警報器の警報音に気づきました。1階におりると仏壇から炎が上がっているのを発見。水を掛けて消火しました。